

正 誤

埼玉県公安委員会規則第四号（令和元年十一月二十九日第六十号）中訂正

ページ 行

一 後から五

誤

「申請による免許の取消しをした日後に運転経歴証明書を申請しようとするもの」

正

「申請による免許の取消しをした日後に運転経歴証明書の交付を申請しようとするもの」